

文書館だより

第5号

昭和60年7月

館長就任の挨拶



文書館のめざすもの

群馬県立文書館長 山田 武磨

この四月から文書館の館長をつとめることになりました。微力のうえ行政に不慣れなものです。よろしくお力添えをお願いいたします。

文書館は昭和五十七年に発足して、今年四年目を迎えますが、前任の横山館長、井上副館長らのご努力で基礎がきずかれ、その活動も着実に軌道に乗りつ、あります。設立の時の趣旨にそって、すでに寄託・寄贈をうけた古文書は十二万点、明治以降の県行政文書は三万六千冊に及んでいます。藩史料のマイクロ化も進み、千枚をこえる明治初期の村地図も収蔵されました。これらは整理のすみ次第閲覧に供しています。

本県の文書館は県史編さんの過程で、資料保存の重要性と緊急度への反省が動機となって設立されました。県立の文書館としては、その設立経過、機能、組織等の点で各県から注目されています。しかしその機能や運用については、これから検討すべき問題も多く、各方面からのお智恵を借りねばなりません。

いづれにしても文書館の仕事は大変な味ですが、すでに寄託や展示等を通じて県民の理解が次第にひろまり、古文書講座などでは定員をはるかに超える人々の受講希望があつて、館員一同うれいしい悲鳴をあげています。

明治政府は新しい近代化を推進するに当つて、当面する内外の緊急施策に追われながら、その基礎となるべき資料の収集に力を入れ、いち早く記録編輯掛を置き、また修史局の設置をはじめ全国的な地誌、郡村誌や徳川禁令考の編さんなど、地道な事業を進めました。現在残されているその成果にはただ驚くほかありません。県立文書館も是非そうした機能を拡充し、将来は国立の公文書館、史料編纂所、史料館に見合う機能を合せて、歴史資料の保存と研究のセンターにしたいと願っています。

そのためにも収蔵すべき資料の発掘、選択、解説、取扱いは極めて専門的な学識、技能が必要です。われわれ館員は一層研鑽を積むとともに、長い将来を見通して県民への奉仕につとめたいと思います。今後一層のご理解とご支援を願つてやみません。

題字 岡庭征人先生書
発行・群馬県立文書館
〒377
前橋市文京町三丁目二七番二六号
電話 〇二七二二二一三四六
印刷・朝日印刷工業株式会社
電話 〇二七二二二一五二二二

紙面案内

- 館長就任挨拶―文書館のめざすもの……………1
- 古文書とパソコン……………2
- 笛木家文書に見る三國街道の交通……………4
- 永井宿本陣記録の紹介——
- 村地図の特色と活用……………6
- 明治初期の地籍図を中心に——



文書館全景 鉄筋コンクリート造、地上3階、地下2階
延床面積3,306㎡（うち書庫面積1,390㎡）

古文書とパソコン

文書館古文書課長 田中 康雄

一 パソコンの実用化

片や古いものの代表、片や最先端技術のかたまり。この二つは最も対比的でなじみにくいもののようにみえる。

しかしパソコンは、いわゆる情報処理機器であり、古文書は歴史資料という歴史を考える場合の情報である。つまり歴史の情報としての古文書を、パソコンで処理できないかと考えるのである。

一般にコンピュータで古文書処理するというと、大量の古文書データを大型コンピュータの端末から操作すれば、たちどころに自分の希望する古文書が検索され、活字となって印字されて出てくる……という光景を想像する向きが多いと思われる。一つの夢として、考えられないではない。しかしそれを実現するための準備は膨大なものがある。

個人のレベルで、比較的容易に、多様な使いかたができるパソコンは、大型コンピュータとは性格を異にし、明らかに新しい文化を切り開くものである。コンピュータである以上、機能として基本的には何等変るところはない。しかし一方が、専門家数人によつてはじめて操作できるのに対し、一方は、まだ今の段階で

は若干の訓練が必要とはいえ、まさしく一人一人が所有し、扱うことができるのである。大型ジェット機と自家用車にたとえられ、仕事処理上の機能の高さと手軽さを持つことを表現して、高級電卓と評される所以である。

このような性格をもつパソコンは、ごく最近になって生成されたものである。ことに日本では、当初マニア向けのホビー機器（組立キット）として、いわば素材の形で提供された）であった。これが事務上の仕事に利用され普及するようになったのは、アメリカにおいて既成品としての表計算ソフト（プログラム）が開発提供されてからとみてよいであろう。

一般に（日本での例であるが）、自分でプログラムが組めるようになるのは、講習会に出た人百人に対して一人位のものであるといわれる。こうした状況の中で既成汎用ソフトの出現は、パソコンを実用的なものに変えたといつてよいかもしれない。

では古文書もこれで処理出来るようになったかといえ、そうではない。何よりも漢字が扱えなくては話にならない。それも実用的には、充分な字数と、それ

を入力する能率的な方法と、一応画数を省略しないでできる印字と、この三点について（本当はパソコンの処理スピードと記憶容量も問題で、この基本的性能の大幅な向上に支えられて実現した）条件を満たしていなければならぬであろう。それが実現したのは昭和五十七年〜五十八年にかけてである。ここに至つてパソコンは、日本語データ、ひいては古文書があつかえるものとなったのである。

このような状況であるので、パソコンと古文書との関わりも、新しい問題であるといえるのである。尤も大型コンピュータの分野では、既に漢字処理は先行して実現した例もあるが。

もう一つの条件として、蓄積したデータを色々な角度から組立て、操作することができるといわれるリレーショナルデー



筆者愛用の16ビット・パーソナル・コンピュータ

データベース管理ソフトで機能の勝れたものが開発されたことがある。

二 パソコンの利用目的と古文書

そこで、このような特徴をもつパソコンを實際にどのように利用しようとするのかといえ、これを古文書目録の作成に役立てようとして企てているのである。

一般にコンピュータに向いている仕事としては、定型的な仕事、大量なデータを扱う仕事であるとされる。古文書の分量は、文書館の収蔵するものの全部を対象とすれば、点数で数十万点のレベルとなる。もつとも古文書は家別に扱うのが基本である。最終的にはそれらを統合的に取り扱うことにならうが、当面は家別の規模で扱えばよい。とすれば多くて二―三万点、通常は数千点である。一点についての字数は、漢字二百字位とれば充分ではなからうか。この程度のデータ量を取り扱うことになるが、量としては一回限りの操作なら必ずしも手作業でできない程度ではない。

更に、古文書の目録作成作業は定型化された仕事ではないのである。

ここで主に対象としているのは、江戸時代のいわゆる地方文書である。村の名主役を勤めた家に伝存された名主文書がその典型である。これは行政単位としての江戸時代の村がその機能を果たしていく上で作成・收受された文書類を根幹とする。そして江戸時代の社会が石高制を基礎に年貢徴収を行うという面で統一されていたため、多くの面で一定の型の文

書類が作成された。他方、日常生活それ自体も当時の行政の枠内で、長い間それなりの定型的なサイクルをもっていたといえる。従って、その面でも作られる文書類も定型的なものが多い。

しかしながら、各村毎の性格は、隣接している村であっても全く異なる場合があるといわれる。しかも実際の文書類作成動機からいえば、限り無いバラエティーがある。なおかつそれら文書類は一点で完結するものではなく、互いに関連性をもった文書類がセットあるいはグループとしてはじめて事柄が完結するという特徴をもっている。この点が、古いか新しいかの差異以上に、質的に図書館等で扱う図書とは違い、扱い方自体も根本的に異なるのである。

従って、古文書類の目録はこのような文書の内部連関性を明らかにしなければならぬものであるといえよう。目録作成は対象文書によってかなり異なったものなる可能性がある。

これらの古文書目録作成（遡っては古文書の整理作業までを含め）に関する考え方の理論的整理は、戦後四十年を経てようやく、国立史料館をはじめとする有志の方々の手で行われつつある。

さてこのように、目標とする古文書目録作成は定型化されたものとはいえない。つまり試行錯誤的な面がある。これにパソコンを使うというのである。そのような性格があるために、シュミレータ的に使って役立てようとするのである。こ

のような仕事にこそパソコンは向いているのではないかと思う。それによって目録作成の効率化（質的な意味で）を図ることができる。勿論最終的にはコンピュータに蓄積された古文書データは、直接にいろいろな角度から検索することが可能である。

三 実験的に使用して

さて、実際にはどんなふうに使えるのか、実験的に使ってみた結果を若干述べてみよう。使用したソフトは、文獻カード一枚がそのまゝレコードの形で使用できるデータベース管理ソフトである。現在使っている古文書整理カードの各記載項目を、そのままの形で入力してみる。このソフトの場合、全項目につい

てソート（並換え）と、全文字についてサーチ（検索）が可能である（但しある項目に指定文字が含まれているカードの検索）。勿論その結果は逐次画面に表示される。基本的にはこの二つの機能を使ってカードを仕分けることになる。二つの機能はそれぞれ複合的に使うことができる。

そこで、単純に各項目についてソートしてみると、数字及びかなで成り立っている項目は、順番（数字の大小順、かなの五十音順）に並べ換えられる。この点で有効なのは、いうまでもなく年代日付順の並べ換えであろう。表題を五十音順に並べ換えても余り意味はなからう。この場合は更に、表題のヨミをかなで入力していないので、表題を構成する漢字のコード番号順に並んでしまい、この点でも全く意味をなさない。

これに対し、サーチ機能では、あるカードのある項目には特定の文字が含まれているという予測を立てながらではあるが、色々な検索が可能である。たとえば、年貢割付に関する文書を取りだしたい場合、表題の項目で「年貢」あるいは「割付」の文字が含まれるもの、という指定でサーチすれば、大体その関係のものには検索される。これをシュミレータ的に繰返すことによって、およその見通しを得ることができ、（これを行うにはサーチのスピードが確保されなければならない。そのハードの面における対策は、入力その他の点で端末は各個人単位で設置しないと効果

がないことと合わせ、導入の場合に欠かせない。）この場合、結果を比較的自由な形でプリンターで印字することができ、この一覧性を得るということも大きな効果を生むものである。

ここで重大な問題がある。年貢割付に関するものが、全く別の表題で記載されていたら、検索ができないことである。しかし古文書の場合その範囲が広いといえる。

更に図書では、書名、著者名、発行所名などの各項目がソートしてそれぞれに有効であるのに対し、古文書では少なくとも真接的な効果はない。目録を編成していくうえでソートして有効な項目を新しく作る必要がある。その項目はいろいろな性格、レベルのものが考えられようが、これを作った今までのカードに付くわえていくことが大きな課題である。こういう広い意味でのソフト開発が必要なのである。

さて、古文書整理・目録作成にパソコンを利用していくことは、これから広く行われていくであろう。これらから行くのでは、既に導入されている。これによって古文書の利用が質的に向上することはいうまでもないが、我々古文書の整理・目録作成の実務に携わるものにとつては取入れの過程で、逆に古文書そのものに関する研究を深化させる必要に迫られているのである。

| | | |
|----|---------|-----------------------|
| 1 | 請求No | ・ |
| 2 | 所在No | ・ |
| 3 | 文書No | ・00012 |
| 4 | Film No | ・ |
| 5 | PrintNo | ・ |
| 6 | 表題 | ・貴御年貢可納割付之事 |
| 7 | 表西年 | ・1818 文政011200 |
| 8 | 表西年 | ・文政011200 |
| 9 | 差出 | ・伊丹七之助内 島田覚左衛門 山内紋左衛門 |
| 10 | 宛 | ・西峰須川村 名主中 |
| 11 | 成 | ・11 |
| 12 | 形 | ・皆済請取 |
| 13 | 備 | ・ |
| 14 | 分 | ・ |
| 15 | カ | ・ |

古文書データの入力画面

収蔵文書の紹介

笛木家文書に見る三国街道の交通

永井宿本陣記録の紹介

文書館主事 岡田昭二

笛木家文書は昭和五十九年十二月、埼玉県上尾市笛木四郎右衛門氏の御好意によって、利根郡新治村教育委員会を通じて当文書館に寄託されました。

本文書は、江戸時代の三国街道永井宿の交通関係史料として早くから注目され、既に本多夏彦・山田武鷹氏らの研究成果が発表され、『新治村史料集』『上州近世史の諸問題』所収、昭和五十七年七月には群馬県史編さん室においても古文書調査が実施され、史料の一部は『群馬県史料編12』に収録されています。

周知のとおり、三国街道は中山道高崎宿から分かれ、金古・中山・須川宿など上州十一カ宿を経て越後の湯沢・長岡方面に通じ、越後諸大名（長岡藩牧野氏、新発田藩溝口氏、村松藩堀氏、与板藩井伊氏など）の参勤交替路、あるいは佐渡奉行が往来する幹線道として利用され、佐渡道とも呼ばれました。

永井宿は上越国境の三国峠下に位置し、上州側最後の宿場であり、峠を越えて搬入される越後米の升立て場としても機能し、元禄年間には永井米市場が成立して多くの米穀商人が入り込みました。

笛木家は永井宿の年番名主であり、本陣兼問屋も勤めた由緒ある家柄で、伝存文書は三国街道を往来する武家や商荷

物、継立て人馬、助郷等に関連するものが大部分を占めています。他に米穀流通、酒造、奉公人関係史料も比較的良好に残されており、越後米の流通構造や笛木家の経営形態とその基盤を解明するうえで貴重なものといえます。

交通史料の中で注目されるのが、笛木四郎右衛門（襲名）が文政十三年（一八三〇）から明治二年（一八六九）に至るまでの四〇年間にわたって書き留めた永井宿本陣記録の三冊です。年代的には第一冊目が文政から天保期、第二冊目が天保から嘉永期、第三冊目が嘉永から明治期に区分されます。内容は永井宿を利用した主要な大名や旗本の休泊に関する記録が中心で、それに対する宿側の対応が詳細に記されているほか、米穀・蚕種の相場、支配代官の交替等の記事もあり、宿本陣としての公的な役用記録といえます。特に第一冊目は天保の凶作による米穀不足の時期に相当し、信州や越後の穀留の記事も散見して興味を引くところで

と。ところで、第二冊目の内から弘化四年（一八四七）の一年間に往来した武家を略記すれば次のとおりです。

- 5・3 佐渡奉行中川飛驒守、脇本陣 徳兵衛方にて小休（下り）

- 5・17 佐渡奉行中島平四郎、三国通りを初めての帰府にて小休（上り）
- 6・2 堀丹波守（村松藩）同勢一五七人宿泊（上り）
- 7・7 関東御取締御出役中山誠一郎一行七人宿泊
- 7・30 井伊兵部少輔（与板藩）、須川宿泊にて小休（下り）
- 8・13 堀丹波守家老堀玄蕃（若殿様）通行にて昼休（上り）
- 9・15 越後出雲崎陣屋代官篠本彦次郎荷物通行により助合四カ村継立
- 9・17 代官篠本彦次郎家内一同引越しにて通行（上り）
- 10・20 佐渡奉行組頭鈴木莊五郎通行にて小休（上り）

本陣を利用した大名諸家は決して多くありませんが、往来は降雪期を除いた春



永井宿本陣の記録類

から秋に集中しました。また、この年の三月には信州善光寺平を中心に大地震があり、信州路の交通が杜絶したため、往来は平年に較べ頻繁となり、越後産の登せ蠟荷物や新潟表への御用状なども臨時に三国街道を継送られたようです。

諸大名が参勤交替等で本陣に宿泊する場合を具体的に記せば、まず先触が各宿場に廻送され休泊日が伝達されます。次に宿泊の数日前に宿割役人が下見として出張し、旅籠料等を打ち合わせ、所相場書や献立、下宿割を提出させます。そして宿割役人から関札や下宿札等が交付され、宿側は準備に入ることが出来ます。

乗込みの当日には、本陣の飾付け、出迎え、料理、風呂の用意、燈明など事細かな配慮が必要でした。翌朝、一行の立立を見送ると、その後、払方役人が来て宿泊の諸経費を清算して全て完了します。

この本陣記録には大名諸家の休泊、下宿割、献立、諸品相場、出人足など詳細に記され、江戸時代における武家の通行と休泊の実態を知るうえで貴重な史料といえます。ただし、記録の性格から庶民の通行の記録がないのは残念な点です。

なお、この第二冊目は『群馬県史料集第五巻』に「永井本陣日記」と題して全文翻刻されていますので参照して下さい。笛木家文書には、他に明治二十年代に笛木連が整理した天保十二年（一八四二）から明治九年（一八七七）に至る日常の出来事を記した記録もあります。

新たに収蔵した文書

古文書

古文書課長 田中康雄

最近、本館に寄託・寄贈された古文書は次表のとおりです。

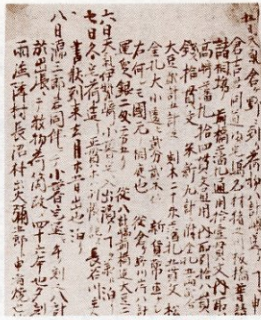
| 種別 | 氏名 | 住所 |
|------|-----------|-----------|
| 寄贈文書 | 良男義 | 市町原 |
| | 知末喜 | 橋井野 |
| 寄託文書 | 山沢見 | 村市市町市市市 |
| | 丸大浅 | 新前前前前 |
| | 村教育委員 | 治橋橋橋井田川橋橋 |
| | 岸孝正初末右武 | 新前前前前 |
| | 原木沢田田会 | 吉松洪前 |
| | 根萩都大山勝一六天 | 前前前前前 |
| | 会 | 節 |
| | 一美男二雄 | 木 |
| | 代表 | 節 |
| | 都 | 章 |
| | 節 | 存 |
| | 会 | |

浅見喜義家文書は、旧吾妻郡立石村関係の地方文書で、助郷や小雨橋普請等の交通関係や、この地方の特産物である麻に関連した金融証文なども少数ながら含まれています。

秋原正一家文書には、蚕糸業関係の資料となる日記類があります。(写真)これは幕末から明治初年にかけてのもので、主に繭と生糸とを扱った仲買商人林源次郎の記録です。県内の前橋をはじめとする各市への出向状況や、県外では横浜、福島などの商取引の様子が記載され、相場の動きなどもわかります。(群馬県蚕糸業史)に一部抄録)

山田右二家文書は、旧碓氷郡土塩村関係の地方文書です。中山道碓氷関所関係の文書がみられ、中でも同村が碓氷関所の要害地域内にあった霧積温泉への入湯者を監視する役目を負っていたことに関する文書は、同関所の機能を明らかにする上で手がかりを与えてくれます。

一六会から寄託された旧元総社地区文書は、江戸時代のものも含まれますが、旧元総社村役場の文書で、近代・現代文書としてよく保存されています。廃棄焼却の直前に、地元の歴史研究団体である一六会の人々の働きかけによって廃棄を免かれ、都木節章氏邸内にプレハブ小屋を設置して保存されたものです。



萩原家文書日記類

天川史跡保存会文書は、前橋市天川地区の絵図で、とくに安政六年のものは、耕地一筆毎に記され、二子山古墳もはっきり画かれています。

勝田武雄家文書には、三国通りの吾妻川渡河地点にあった杓が橋関所に関する文書が含まれ、交通資料として活用できそうです。

新たに閲覧できる古文書

上原成夫家文書

文書館主事 小沢賢二

昭和六十年三月に寄託された前橋市元総社町の上原成夫家文書二、七六四点が閲覧開始となりました。

上原家は、江戸時代から代々、元総社で医業に携わってききましたが、このため寄託された資料の中には多くの医学関係の典籍が含まれています。この中で注目したいのが「解体新書」と「医範提綱」です。

「解体新書」は、安永三年(一、七七四)に刊行された我が国最初の西洋医学の翻訳書で、4巻付図1巻(文書館に寄託されたのは、巻1、2、4)。前野良沢、杉田玄白、中川淳庵らが、江戸千住の小



『医範提綱』の「内象銅版図」

塚原の刑場における死体解剖を機に、ドイツの解剖書の蘭訳本「Ontleedkundige Taaen」(ターヘル・アナトミー)を苦勞して翻訳したことはよく知られていま

す。

また「医範提綱」は文化五年(一、八〇八)に刊行された宇田川玄真の訳になったもので、日本の解剖学の基礎を築いたものとして有名です。このうちの「内象銅版図」と称される銅版の解剖図は、当時の洋画家、亜欧堂田善と、その門人、

「解体新書」

解體新書卷之一

日本

官醫 東都掛川甫用世氏開

○解體大意篇第一

夫解體之者所以解體之法也蓋說形體之在狀及諸脈之動靜也夫身之上有皮肉欲其害之者無如刀割也夫身之上有骨欲其害之者無如火燒也夫身之上有筋欲其害之者無如針刺也夫身之上有血欲其害之者無如毒藥也夫身之上有神欲其害之者無如邪氣也夫身之上有氣欲其害之者無如寒暑也夫身之上有精欲其害之者無如酒色也夫身之上有神氣欲其害之者無如憂勞也夫身之上有神氣欲其害之者無如憂勞也夫身之上有神氣欲其害之者無如憂勞也

「十三経注疏」の一部

周易正義序

唐虞氏在上聖也孔子作春秋而述之也夫易者聖人所以仰觀象於天俯觀法於地近取諸身遠取諸物者也聖人所以仰觀象於天俯觀法於地近取諸身遠取諸物者也聖人所以仰觀象於天俯觀法於地近取諸身遠取諸物者也

新井令恭の作にかかるとのだけあって、非常に精密であり、日本における最初の銅版解剖図として特筆すべきものです。上原成夫家の資料にはこの他、中国から舶載された漢籍類も目立ち、その一例として「大方性理全書」(明方曆刊)、「十三経注疏」(清嘉慶3刊・覆汲古閣)、「六臣注文選」(清乾隆25刊・覆汲古閣)、「今古奇觀」(清乾隆15刊)「水許伝」(清雍正12序刊)等を挙げることができます。

村絵図の特色と活用

——明治初期の地籍図を中心に——

文書館専門員 石田和男

五月から六月に開催された「明治の村絵図展」は大きな反響がありました。そこで今回の教材紹介では、第一号で阿久津津長がふれましたが、再度村絵図について、その特色と活用という視点から考えてみたいと思います。

ここでいう村絵図とは江戸期に村の概況等を記した絵図とは異なり、地租改正に伴って作成された地引絵図のことです。その内容は地籍図ですが記号化されず、色分けで絵図式に描かれたものです。明治前期には、このような地籍図が壬申地券交付、地租改正、地押調査、地籍編成等の諸事業において四回にわたって作成されました。また、それ以前には検見実施に伴って耕地絵図も作られています。これらの絵図は、それぞれ次のような特色を持っています。

検見耕地絵図は明治三年の検見規則によって作られたものです。明治になっても地租改正が実施されるまでは年貢として米を納めたのですが、租額を決めるにあたって作柄を实地に調査（検見）したのです。この調査に先だって作成されたのが検見耕地絵図です。

本館には、この絵図が沼田藩の支配であった沼田・利根地方を中心に六〇余枚収蔵されています。この絵図は村を単位

とし地域における田畑・屋敷の所在・分布を示すことに主点が置かれたので当時の村の景観を一目で見ることが出来ます。

壬申地券引絵図は、土地の所有権を認めた政府が明治五年壬申の年にその私有地に地券を交付するために作成されたものです。この絵図は地券発行に必要な一筆ごとの反別・地目・所有者さらに土地の位置を示す字名や地番が記されています。これらの調査は村を単位とし、実測しないで従来の検地帳などを基礎にして行われ、その結果は地引帳と地引絵図に記載され提出されたのです。地引とは農民が事実を調査して自主的に申告するという意味をもっています。

本館には、このとき作成された地籍図が全県的に一〇〇〇余枚収蔵されています。これらは従来の村絵図の様式が踏襲され宅地は家形の記号、神社や寺院などはリアルな絵で描かれ、道路・河川・山地等は色分けで表現されています。したがって、この絵図からは当時の地割や道・川・社寺・濠跡等の確認、土地利用の様子などを知ることが出来ます。

地租改正地引絵図は、明治六年七月「地租改正法」の公布によって作成されたものです。地租改正は土地を課税の対象とし所有者個人に税を課するため、一筆ご

との地所と所有者の調査が行われました。特に面積は実測によって確認され、地引帳と地引絵図をもって申告されたのです。この調査も村単位に行われましたが、実際には字を適切な規模に区画し、これを単位に行われました。字には字番号が付され地番も新たに付け直されて字一筆限地図（字図）が調整されたのです。

本館には、字図の索引的役割を果たした字区画と字名のみを記した全村図が、



壬申地引絵図 群馬郡大友村 (現 前橋市)

沼田・利根地方を中心に七〇余枚収蔵されています。この字名は現在の小字にあたりますが、このときの字名や地番が現在に至っていることから地名の成因を推定する資料であるともいえます。

地押調査による更正地図は、明治十七年から土地台帳を新たに編成するために作成されたものです。また、地籍編成に

よる地籍地図は、内務省が官有地も含めたすべての土地の地籍編成を目的に明治七年から作成を始めたものです。しかし、これらの地籍図作成に関する本県資料がなく、どの程度実施されたか不明です。

以上の外に、明治期には町村合併に係わる区域図、耕地整理図、鉄道や道路建設に係わる地図、用水路図など多くの地図が作成されています。本館には、前述の壬申地引絵図を中心に二千枚を超える絵図が収蔵されています。これらの目録は本年度中に発行される予定です。

最後に、地籍図の学校教育における利用価値についてふれたいと思います。ここでは特に小中高各校の社会科学習資料としての活用場面を掲げておきます。

★小学校三年「自分たちの市（町村）の移り変り」の学習で昔と今の地図を比べてその変化をまとめる資料。

★小学校四年「郷土の開墾」の学習で昔の集落の分布、田畑の広がりや用水路等の変化を見るための資料。

★小学校六年「わが国の歴史」の学習で明治新政府の諸政策の一つである地租改正の具体例を調べるための資料。

★中学校歴史的分野「明治維新」の学習で地租改正の実態を理解させる資料。

★中学校地理的分野「身近な地域」の学習で自分たちの住んでいる地域の開発や発展の様子を調べる資料。

★高等学校日本史のテーマ学習で、本県における地租改正事業の実態を解明するための資料。

利用者の



「明治の村絵図展」を見て

前橋高校2年 佐藤昭宏

村絵図を見てまず興味をもったことは地図の大きさと精緻さである。展示してある絵図で最も大きかったのは、坂本宿の絵図で3m四方もあり圧倒された。他のものも大きいものばかりで、広い部屋に展示された絵図は十枚に満たない。

これらの絵地図は、道や川・田畑や山林などが色によって区分され、その色彩の豊かさにおどろかされた。寺社や家などの建物は立体的に描かれ、特に神社や碓氷峠の山々は実物のような精緻さであった。明治初期の村の人々の技術のすばらしさに感心させられた。

次に興味を持ったのは、これらの絵図が地租改正のとき作られたということである。中学の学習では「明治新政府が財政的基盤を固めるため地租を改正し、地価の3%を地租として現金で納めさせた」という程度のものであった。説明を聞くとき、村絵図は地券を発行するために作られたもので、このときに字名や地番がつけられたという。また、群馬の地租改正は明治九年から十四年までかかったことなどの話を聞き、地租改正に対する認識を新たにした。

それにしても、現在自宅のある文京町は明治初めのころ田畑ばかりであり、天川原町のころの地名や番地もこのとき付

けられたということにはおどろいた。

「明治の村絵図展」のアンケートから

- ・坂本の絵図は山岳部分が起こし立てて立体的に表わしているのでもしうい。
- ・坂本の絵図はパノラマ絵図で興味深く昔の人の智慧がのびる。
- ・どの村絵図も大きいものにおどろいた。
- ・私の在住の伊勢崎県庁内絵図面は初めて見ることができ、伊勢崎県庁という名称もおもしろかった。
- ・前橋城内外の絵図は家臣団の役宅配置がわかり、そこに自宅が含まれているので興味深かった。
- ・地番については以前より関心をもっていたので興味深く見た。
- ・自分の出身地の絵図が見たかった。現存する絵地図の一覧目録が欲しい。
- ・「長期古文書解説講座」を終わって少し解説できるようになり、近世における庶民の生活に理解が深まりました。
- ・一人一人に読ませたので読めなかつた字について徐々に力がついたと思う。
- ・講読の期間(年二〇回、月二回)は終わってしまうと、もう少し長い方がよかったですと思います。
- ・遠隔地の人々のために通信講座的な指導方法は不可能でしょうか。
- ・今後終了生を対象に年一・二回の補講を計画していただけるとありがたい。
- ・今後は町の古文書の調査や文化財等の調査に努力していきたいと思えます。

鮎魚の会だより

岡田耕栄

鮎魚の動きやすい季節になりました。私達の会も新緑と共に活発になろうと、冬仕度捨てました。というのは五十年度の長期講習終了者六十余名の中から十数名の加入者があり当会にとっては限界と思われる六十余名になったからです。当初からの自己学習方式からグループ方式に切りかえてから会員の目に輝きが出てきて、友情的雰囲気重なり学習意欲が一層増してきたように思います。

四月は新会員を含めて暫定的に資料選択の月とし五月〜七月にかけて御条目議定書、下滝村の御条目五人組帳、また権現様、般若院様御条目議定書並びに新町

古文書同好会だより

設楽文良

月日の経つのは早いもので、本会も今年の八月で一周年を迎えることになりました。文書館の皆様御蔭で、ここまで来られたことに深く感謝申し上げます。

◆近況報告

★新入会員のお知らせ 本年四月より

次の方々が本会の主旨に賛同されて入会致しましたのでご紹介いたします。
木村 久氏 前橋市平和町二―11―5
野口三郎氏 桐生市境野町五―937―1
本多昌平氏 安中市安中 三―4―20
なお前橋市の宮内さんが六月から入会を希望しているとのこと。

★六十年定例会開催日のお知らせ

宿御用留りなど、いずれも二六―三五・六枚のものを鮎魚の会原稿用紙にシツカリ書き上げたいと考えています。

これらの基本的なことだけでは変化がなくなるので併せて身近な縁組、離縁等々の世事の文書も取り上げました。そしてリラククスした中にも絶えず古文書の背後にひそむ社会的現象や制度、仕組等に思いを走らせつゝ学習につとめています。

さらに本会の外に各自が余暇の活用、学習意欲を一層高めるとともに学習機会を拡大するために文書館の利用券を各自が持ちその活用を図るようにしています。幸いにも会員相互が刺激し合ながら、談笑―学習、談笑―学習をくりかえし、学習を進めています。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 6月1日(出) | 7月6日(出) | 7月27日(出) |
| 8月 休 | 9月7日(出) | 10月5日(出) |
| 11月9日(出) | 12月7日(出) | 1月11日(出) |
| 2月1日(出) | 3月1日(出) | |

時間はいつでも午後二時からです。

◆主な活動内容

今回は前回より引続いて、書上家の手紙文書の解説を何とか終了し、次に中世の新田家文書源義貞書状を中心に最も難解な中居屋重兵衛書状、及び大隅重信書状の解説に取り組んだ。主に手紙類であったが、何とかペテランの方々の助けを借りて、それらの文書の解説に曲りなりにも目鼻がついた。次からは会員より持ち寄られた古文書類を中心に解説にとりかかる予定です。

